

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会 10人

危機管理課、企画調整部、デジタル・スマートシティ推進部、総務部、財務部、会計課、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 厚生保健委員会 9人

健康福祉部及びこども家庭部の所管に属する事項

(3) 環境経済委員会 9人

環境部、産業部及び農業委員会の所管に属する事項

(4) 建設消防委員会 9人

都市整備部、土木部及び上下水道部の所管に属する事項並びに消防に関する事項

(5) 市民文教委員会 9人

市民部、区役所及び教育委員会の所管に属する事項

(平17条例330・平17条例346・平18条例146・平19条例57・平19条例65・平23条例33・平23条例45・令4条例22・一部改正)

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第3条の2 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員の定数は、10人とする。

3 議会運営委員の任期については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「2年」とあるのは「1年」と読み替えるものとする。

(平17条例346・平19条例65・平23条例33・平30条例34・平30条例46・平31条例4・令元条例1・一部改正)

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第4条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(特別委員会の設置)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

(資格審査特別委員会・懲罰特別委員会の設置)

第6条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があつたときは、前条第1項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

(委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第3項の例による。

(平19条例57・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長1人及び副委員長2人以内を置く。

2 委員長及び副委員長は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(平19条例57・一部改正)

第9条 削除

(委員長の議事整理権・秩序保持権)

第10条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第11条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。この場合において、副委員長2人を置く委員会にあっては、あらかじめ委員長が指名する順序による。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(平19条例57・一部改正)

(委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任)

第12条 委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長の許可を得て辞任することができる。

(招集)

第13条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(委員会の出席方法の特例)

第13条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)によって委員会に参加することを認めることができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項本文の規定によりオンラインによる方法によって委員会に参加しようとする委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして委員会に参加した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

(令4条例22・追加)

(定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第16条 委員長及び委員は、自己若しくは父母・祖父母・配偶者・子・孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第17条 委員会は、議員のほか、委員会の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会にはかって決める。

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(平18条例146・平27条例48・一部改正)

(秩序保持に関する措置)

第20条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(平19条例57・一部改正)

(公聴会開催の手続)

第21条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(平19条例57・一部改正)

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第23条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中にその案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法によって公聴会に出席することができる。

(令4条例22・一部改正)

(公述人の発言)

第24条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第25条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法によって出席する公述人については、適用しない。

(令4条例22・一部改正)

(参考人)

第27条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人に出席の日時及び場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法によって委員会に出席することができる。

4 参考人については、第24条(公述人の発言)、第25条(委員と公述人の質疑)及び第26条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(令4条例22・一部改正)

(記録)

第28条 委員長は、職員をして会議の概要・出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

1 この条例は、昭和50年5月1日から施行する。

2 浜松市議会委員会条例(昭和34年浜松市条例第14号)は、廃止する。

附 則(昭和50年5月22日浜松市条例第30号)

この条例は、昭和50年5月22日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定中「市民部」の右に加える改正規定は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日浜松市条例第4号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年11月21日浜松市条例第53号)

この条例は、浜松市水道事業・下水道事業及び自動車運送事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(昭和61年浜松市条例第51号)の施行の日から施行する。

附 則(昭和62年5月20日浜松市条例第21号)

この条例は、昭和62年5月20日から施行する。

附 則(昭和62年5月30日浜松市条例第22号)

この条例は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月31日浜松市条例第6号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成3年5月21日浜松市条例第43号)

1 この条例は、平成3年5月21日から施行する。

2 この条例の施行の日以後新たに選任された常任委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する常任委員の任期満了の日までとする。

附 則(平成3年5月31日浜松市条例第44号)
この条例は、平成3年6月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日浜松市条例第59号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月31日浜松市条例第22号)
この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月31日浜松市条例第23号)
この条例は、平成7年5月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日浜松市条例第4号)
この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日浜松市条例第4号)
1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の浜松市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により産業経済委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、改正後の浜松市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による環境経済委員会の委員となるものとし、その任期は、改正前の条例の規定による産業経済委員会における委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により常任委員会において審査又は調査を継続している事件は、改正後の条例第2条に規定する所管の常任委員会に承継されるものとする。

附 則(平成11年3月23日浜松市条例第4号)
この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年5月20日浜松市条例第30号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日浜松市条例第4号)
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月11日浜松市条例第62号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月26日浜松市条例第5号)
この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月4日浜松市条例第1号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月25日浜松市条例第3号)
この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年5月20日浜松市条例第47号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年6月13日浜松市条例第54号)
この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成17年6月1日浜松市条例第330号)
この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成17年8月4日浜松市条例第346号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月15日浜松市条例第146号)
この条例は、平成19年1月10日から施行する。

附 則(平成19年3月16日浜松市条例第57号)
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月16日浜松市条例第65号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年5月18日浜松市条例第33号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年6月24日浜松市条例第45号)
1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の浜松市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による次の表の左欄に掲げる常任委員会(以下「旧常任委員会」という。)の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、この条例の施行の日に、それぞれ改正後の浜松市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による同表の右欄に掲げる常任委員会の委員となるものとし、その任期は、改正後の条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、同日における旧常任委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により常任委員会において審査又は調査を継続している事件は、改正後の条例第2条の規定により当該事件を所管する常任委員会に承継されるものとする。
附 則(平成27年3月17日浜松市条例第48号)
- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、改正後の第19条の規定は適用せず、改正前の第19条の規定は、なおその効力を有する。
附 則(平成30年5月28日浜松市条例第34号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成30年9月13日浜松市条例第46号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成31年2月21日浜松市条例第4号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(令和元年5月22日浜松市条例第1号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(令和4年6月20日浜松市条例第22号)
この条例は、令和4年7月1日から施行する。